

日本社会病理学会
第39回大会
プログラム・報告要旨集

開催校：立教大学

2023年9月6日(水)～7日(木)

日本社会病理学会第 39 回大会

開催校	立教大学
会期	2023年9月6日(水)～7日(木)
会場	立教大学池袋キャンパス
理事会	9月6日(水) 11:00～12:00
総会	9月6日(水) 16:50～17:30
参加費	【会員】 一般：2,000円 大学院生：1,000円 【非会員】 一般・大学院生：2,000円 学部生：無料
懇親会費	4,500円

***参加費は事前支払のみです** (当日支払は不可) **詳細は 29 頁参照**

大会日程

第1日 9月6日(水)

11:00～12:00	理事会 (5126 教室)
12:00～	受付開始 (通路)
12:30～12:40	開会式 (5125 教室)
12:45～13:45	自由報告部会 I・II (5124 教室・5125 教室)
13:50～16:50	テーマセッション (5125 教室)
16:50～17:30	総会 (5125 教室)
18:00～20:00	懇親会 (ManSun (まんさん) 池袋西口店)

第2日 9月7日(木)

10:00～12:00	自由報告部会 III・IV (5124 教室・5125 教室)
13:00～16:00	シンポジウム (5125 教室)
16:00～16:10	閉会式 (5125 教室)

会員控室 (第1・2日) 5221 教室

開催校連絡先 立教大学 中森弘樹 研究室
電話 03-3985-4082 電子メール jaspkenkyu@gmail.com

第 39 回大会のご案内

今年の学会は、立教大学が会場となります。コロナの影響でしばらくは、通常のかたちでの学会大会が開かれませんでした。そうしたなかで、昨年度の北陸学院大学（金沢市）大会で対面開催を実施し、そして本年度は対面開催に加えて、久々の懇親会を準備する運びとなりました。オンライン開催には遠方からの参加のしやすさがありましたが、対面での発表や討議、そして懇親会での談義や親睦も、学会大会の真骨頂ではないでしょうか。どうか会員のみなさまには、東京・池袋の立教大学まで足をお運びください。

学会プログラムには、総会・開会式・閉会式のほか、①自由報告部会、②テーマセッション、③シンポジウムが編成されていて、自由報告部会は4部会からなり11の報告があり、学会員の研究テーマの奥行きを示す多様な発表が用意されています。テーマセッションは「宗教現象の現在と社会病理——新宗教をめぐる問題を中心に」がテーマで、3名の登壇者がそれぞれの専門の視点や当事者経験を踏まえて基調報告をし、今注目を集めるこのテーマについて、討議が深められればと期待されます。学会2日目の午後には、シンポジウムが開かれます。テーマは「統合型リゾート・カジノ（IRカジノ）問題と社会病理学」で、複数の学術研究分野からの問題の解明や対策の有効性などの論議が交わされます。政治案件として耳目を集めるテーマを、本学会では学術シンポジウムとして取り上げ、多様な専門のシンポジストの基調報告をベースに、会員のみなさまにも質疑や討議に加わっていただきたく存じます。

本プログラム・報告要旨集には、テーマセッション、シンポジウム、自由報告部会の要旨、交通案内、会場案内を掲載しております。受付場所や各種発表会場や総会会場、そして会員控室も明示されております。

大会参加費については事前支払いの方式をとっております。 大会当日受付時に領収書をお渡しいたします。
詳しくは、29 頁でご確認ください。

日本社会病理学会研究委員会

開催校からのごあいさつ

日本社会病理学会第39回大会を2023年9月6日・7日の日程で、立教大学池袋キャンパスにて開催させていただくことになりました。

Covid-19が完全に収束したとは言いがたい状況ですが、社会は日常を取り戻しつつあります。日本社会病理学会もまた、二度のオンライン大会を経た後に、昨年度の北陸学院大学大会から対面大会の再開へと舵を切りました。前回大会のような大成功を収めるのが難しいことは承知のうえで、受け取ったバトンを落とさぬよう、開催校教員としてホスト役を精一杯務めたいと思う次第です。

弊学のルーツは、1874年にウィリアムズ主教が設立した私塾・立教学校にまで遡ることができます。今大会の会場となる池袋キャンパスが開設されたのは1919年で、当時の写真からは、すでに現在の校舎の面影を見て取ることができます。この池袋キャンパスの特長は、なんとといっても池袋駅西口より正門まで徒歩7分という利便性です。おそらく、日本社会病理学会内では経験も学も浅い私に、ホスト教員としての白羽の矢が立ったのも、この弊学のアクセスの良さに依る部分が大いと思われまふ。この数年で、オンライン学会に慣れ親しんだ会員の皆様におかれましても、対面の大会へと、いま一度足をお運びいただけるとありがたく存じます。

加えて、社会病理学という分野横断的な学問領域と、ミッションスクールでありつつリベラルアーツ教育を重視する弊学の学風が、好相性であるという点も強調しておきたいです。日ごろ私が慣れ親しんでいるキャンパスのなかで、社会病理学の新しい知見が生まれるとしたら、一会員としてこれほどの喜びはありません。

以上は、私の広義の意味での職場の話ですが、狭義の職場についても少しだけ触れさせてください。私は日ごろ、21世紀社会デザイン研究科という、立教大学のなかでも独立研究科と呼ばれる機関の一つで働いています。同研究科は、いわゆる「社会人大学院」で、現役の社会人を含む様々な年齢の学生が、学位取得を目指して励んでいます。それゆえ、学会のお手伝いを担当する学生（私のゼミ生たち）にも、ふだんの大会よりも多様な年齢・国籍の者が含まれることになろうかと思ひます。私自身が学会のホスト役を務めるのは初めてであることも相まって、もしかしたら、運営面で不手際などあるかもしれませんが、温かい目で見守ってくださると幸甚です。

中森弘樹（立教大学）

第1日 9月6日(水)

I. 開会式 12:30~12:40 (5125 教室)

II. 自由報告部会 I 12:45~13:45 (5124 教室)

司会 野田陽子 (淑徳大学)

1. ハンセン病元患者家族 A さんが歩んだ苦難の淵

麦倉哲 (岩手大学)

2. 任意入院経験者の語りから見えてくるもの

—「入院時」・「入院中」・「退院時」—

金澤由佳 (慶應義塾大学)

III. 自由報告部会 II 12:45~13:45 (5125 教室)

司会 田中智仁 (仙台大学)

1. 京都北山エリア整備計画の問題点と市民運動

高原正興 (京都府立大学)

2. 臨床と社会学の関係性—「臨床社会学」の研究に焦点を

中西真 (帝京科学大学)

IV. テーマセッション 13:50~16:50 (5125 教室)

宗教現象の現在と社会病理—新宗教をめぐる問題を中心に

企画・進行 中森弘樹 (立教大学)

コメンテーター 岡邊健 (京都大学)

1. 安倍晋三元首相銃撃事件以後の新聞・雑誌における新宗教報道

—統一教会と「宗教2世」に着目して

道蔦汐里 (東京工業大学大学院)

2. 宗教2世問題に関する現在の論点

—登壇者による自助グループ活動の報告を交えて

横道誠 (京都府立大学)

3. 宗教の社会病理現象とそれを対象化する学問の構築について

川島堅二 (東北学院大学)

V. 総会 16:50~17:30 (5125 教室)

第2日 9月7日(木)

I. 自由報告部会Ⅲ 10:00～12:00 (5124 教室)

司会 都島梨紗 (岡山県立大学)

1. 更生保護への人々の意識から考える社会的包摂
竹中祐二 (摂南大学)
2. 農林水産大臣の職務犯罪の研究
前島賢土 (獨協大学)
3. 家庭での虐待に対する保育士・幼稚園教諭の意識
: 誰が虐待を見つける自信があるのか
田中理絵 (西南学院大学)
4. 犯罪少年の社会復帰支援に対する大学生の「許容度」に関する考察
—警察官志望の学生を中心とする意識調査の結果を踏まえて—
服部達也 (京都産業大学)

II. 自由報告部会Ⅳ 10:00～12:00 (5125 教室)

司会 朝田佳尚 (京都府立大学)

1. 「発達障害があるニューカマー第二世代」が治療につながる上での障壁
清藤春香 (慶應義塾大学大学院)
2. 不登校支援をめぐる官民連携の諸相
—教育機会確保法のローカルレベルへの影響に着目して
樋口くみ子 (岩手大学)・原田峻 (立教大学)
3. 水上生活は社会病理なのか文化なのか?—能地漁民研究史からの検討
厚香苗 (大東文化大学)・石樽督和 (関西学院大学)

《昼休み 12:00～13:00》

III. シンポジウム 13:00～16:00 (5125 教室)

統合型リゾート・カジノ (IR カジノ) 問題と社会病理学

企画・進行 麦倉哲 (岩手大学)

コメンテーター 横山実 (國學院大学)

1. 公共政策としての IR カジノの妥当性について
鳥畑与一 (静岡大学)
2. ギャンブル障害の実態とギャンブル外来受診者の予後調査
松下幸生 (独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター)
3. 「合法化された犯罪」としての IR カジノ—大阪の場合—
井上真理子 (元京都女子大学)

IV. 閉会式 16:00～16:10 (5125 教室)

自由報告部会報告者のみなさまへのお願い

1. 日本社会病理学会第 39 回大会自由報告に関しまして、報告の際は下記の諸点にご注意ください。
 - (1) 割り当て時間
一人あたりの報告時間は、質疑応答を含めて、**25 分**です。発表は **20 分**以内にまとめてください。**15 分**で一鈴、**20 分**で二鈴、**25 分**で三鈴とします。
 - (2) 大会当日のレジュメ等について
当日に配布するレジュメ・資料は、各自でご用意ください。学会事務局、大会開催校とも複写や印刷をお受けすることはしません。
2. 報告者は、報告される部会開始の **10 分**前に教室にお集まりください。司会者・報告者による簡単な打ち合わせを行います。
3. すべての教室には **PC**、マイク、プロジェクターなどが設置されております。**PC** 利用者は **USB** メモリ等の外部メモリを持参していただければ、**Microsoft PowerPoint 2019** や **Adobe Acrobat Reader** をご利用いただくことができます。機器を持ち込まれる場合には、**HDMI** 端子に対応しているものを各自でご用意ください。

*大会校の設備については **29 頁**に詳細な記載があります。

*ご不明な点は、研究委員会まで電子メールでお尋ねください。

連絡先：研究委員会 (jaspkenkyu@gmail.com)

第1日 9月6日 (水)

■自由報告部会 I (12:45~13:45)

司会 野田陽子 (淑徳大学)

1. ハンセン病元患者家族 A さんが歩んだ苦難の淵

麦倉哲 (岩手大学)

2. 任意入院経験者の語りから見えてくるもの
— 「入院時」・「入院中」・「退院時」 —

金澤由佳 (慶應義塾大学)

ハンセン病元患者家族 A さんが歩んだ苦難の淵

岩手大学 麦倉 哲

A さんは断種手術が強行される統制下の隔離施設で奇跡的に誕生したものの、園での親子水入らずの育児は禁止された。このため、子を思う父親の B さんは自分の親戚に育児を頼ったものの断られ、母 C さんの実家である D 家に頼らざるをえなかった。実の母のように A さんを子育てしたのは、実母 C の姉にあたる E さんである。E さんに育てられた A さんは、諸般の困難な事情のために無戸籍で育った。そのことに気づいた中学校の先生は A さんのその後の人生を憂慮し、この問題を解決するために動き、E の実子とすることで解決をはかろうと、E さんが出生届を出していなかったことにした。

こうした経緯を考えると、ハンセン病元患者家族補償の対象者は、元患者の実子である A さんのみならず、母 C さんの実家家族、とりわけ出生届をするのを怠っていたとまでして A さんを守ろうとした E さん（故人）も含まれるだろう。周囲の助けを受けて、A さんの戸籍は作られ、戸籍上は E さんの実子となった。

その後、実父の B さんは施設で齢を重ね晩年となり、実の子である A さんと養子縁組をした。実の母が戸籍上実の母となれず、実の父は戸籍上実の父とはなれず、晩年に養父となる、これが A さんの戸籍上の記録である。このような A さんの人生は、元患者家族としての被害者である。高齢となった A さんは、難聴により電話でのやり取りがかなり困難な状態にある。また昨今、心不全で救急搬送されるなど、余命への危惧も大きい。

2019 年 11 月 22 日から始まった家族補償申請は、2023 年 7 月の時点で 7805 件に達したものの、過去 1 年間の新規件数は少ない。申請権者への周知がなされ権利の行使が満たされたかというところではない。対象の母数が明確でないからだ。3 割程度の該当者が申請していないのではないかとの指摘もある。

手続きを促進する社会資源を有している人とそうでない人との差が著しく大きい。行政が、申請主義の原則に立っている。つまり、要件を満たした申請書類を作成できなければ、事実上、受理も認定もされない。窓口は厚生労働省に設置された電話 1 本のみ。戸籍主義に立っている。調査支援とサポートケアがなく、審査主義となっている。

ようするに、A さんの実父が B さんで、実母が C さんであるということは、入所施設に長年入所した元患者であれば自明のことであるが、その様子を知らない別世界の担当者ための形式を整えて立証しなければならない。患者家族未申請者は、おそらくこうした不条理な日々を送っている。権限者や審査員の側が、患者家族が暮らしていた世界を再現するようにアプローチする必要がある。

任意入院経験者の語りから見えてくるもの —「入院時」・「入院中」・「退院時」—

慶應義塾大学医学部精神・神経科学教室
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部
金澤由佳

【目的】精神障害者に対する強制的な医療および支援に関する課題は、患者本人の「同意」や「意思」が関係しており、それは「入院時」だけの課題ではない。「入院時」・「入院中」そして「退院後」とすべてのステージにおける「意思」や「同意」を切り口として、精神障害者に対する医療と支援の再検討が現在必要な状況にあるといえよう。本研究の目的は、人権に配慮した精神科医療に関する法制度体制の確立に向けて、精神障害者の「入院時」・「入院中」・「退院時」の意思の在り方を明らかにすると同時に、医療や支援のあり方にどのような問題があったのかについて把握することである。

【方法】対象者リクルートは、病院等をスノーボールサンプリングにより選定した。シードは、病院、人権センター、人権問題を扱う障害者団体とした。調査は、「入院時」・「入院中」・「退院時」の3つのステージ別の心情や出来事を聞く半構造化面接を行った。インタビューは、任意入院経験者に1人約60分、対面で実施した（原則1回であるが、不足部分については、電話および郵便で追加インタビューを行った者もいる）。そして、任意入院経験者全8名を3つのステージ別における心情や出来事を考察した。

【結果】「入院時」：休息入院や環境調整を含め自らが希望・納得して入院した者、一方で、医師等または家族に入れられた、障害者手帳の取得のために入院したと語った者もいる。すなわち、自ら入院を望んだ者と不本意の入院をした者が含まれている。「入院中」：医師、看護師、他入院患者との良い出来事、そうでない出来事を語った。「退院時」：すぐに退院できた者もいれば、家族の理解がなく、なかなか退院できなかつた者もいる。また、病院は自分を入院させておけなかつたから（退院になった）と話した者もいた。

【考察】現在の法制度上、『任意入院』は、本人の同意のもとに行われることになっていることや、入院中の生活および退院の制限も可能とされていることについて、再検討されるべきであるとインタビューを通して考えられた。

■自由報告部会Ⅱ（12:45～13:45）

司会 田中智仁（仙台大学）

1. 京都北山エリア整備計画の問題点と市民運動

高原正興（京都府立大学）

2. 臨床と社会学の関係性 — 「臨床社会学」の研究に焦点を

中西真（帝京科学大学）

京都北山エリア整備計画の問題点と市民運動

京都府立大学名誉教授 高原正興

1. 京都北山エリア整備計画とは何か？

2020年12月に京都府は「北山エリア整備基本計画」を発表し、2022年1月に府から委託された東京のコンサル会社KPMGは「北山エリア整備事業手法等検討業務報告書」をまとめた。これらは端的に言えば、府立植物園を博物館の機能から商業施設の機能に改変するとともに、南隣の京都府大の老朽体育館を建て替える名目で、構内に1万人収容規模の巨大商業アリーナを建設する計画である。植物園の改変計画の特徴はバックヤードの縮小と境界地への飲食店の誘致であり、アリーナ建設計画の特徴は週末のスポーツ・音楽イベントの興行と観客の通行用の動線の確保である。そして、2019年11月のスポーツ庁「スタジアム・アリーナ改革について」がこの伏線にあり、全国36の大規模アリーナ建設計画を提案している。

2. 植物園と府大体育館の商業化が及ぼす数々の悪影響

この計画には多くの問題点があるが、主なものを以下に4点あげておきたい。第一に、植物園の商業施設化は「生きた植物の博物館」という本来の機能を奪い、貴重な植物の生育や保全を損なわせる。第二に、北山地域の文化的な環境を破壊し、北山通りの商店街の利益と対立する。第三に、週末のスポーツ・音楽イベントは大学の落ち着いた教育研究環境を破壊する。1万人もの観客が構内を通行すれば、構内禁酒禁煙のルールが緩められて、府大が喧騒の舞台と化してしまう恐れが大きい。第四に、週末のクラブ活動が大きく制限される。計画は「学生の利用が大前提」と謳っているが、一定の収益を上げるために民間イベントが優先されることは明らかである。

3. 市民と府大関係者の反対運動の展開

2021年6月にこの計画に反対する市民運動が始まり、その後は運動諸団体が「北山エリアの将来を考える会」の下に連携して署名・対府議会交渉・学習活動を展開するとともに、「府大学生有志の会」「府大卒業生有志の会」「府大教職員有志」等の府大関係者も立ち上がった。府知事宛の署名は既に約16万筆に及び(7月末)。学生有志の会は学生団体の公認化、タテカンの常設、学長との懇談、府に対する陳情、学生からのアンケートの集約・公表などの多様な活動を展開してきた。そして、本年2月20日に府は当初の植物園の商業施設化を大幅に縮小するプランを提案して私たちの要求を一定反映させ、4月26日にアリーナ関係の専門家会議は2000人規模の体育館の建設を提案して学生の要求を反映させている。本学会報告ではこのように「勝ちつつある市民運動」の構築主義的分析を中心にしながら、その後の展開にも触れていきたいと考えている。

臨床と社会学の関係性 — 「臨床社会学」の研究に焦点を

帝京科学大学 中西真

本報告の目的は、「社会病理」「社会問題」という名称の成立、変化を踏まえ、「社会病理学」との関連で展開される「臨床社会学」に関する議論の内実を示し、臨床と社会学の関係を検討していくことである。データは、主に1950年代から現在までで、タイトルに「臨床社会学」やそれに関連する「シカゴ学派社会学」「社会病理」「社会問題」「逸脱」等という語を含む文献について扱い、「臨床と社会学」に関して記述された内容を示していく。

臨床社会学は、シカゴ学派社会学との関連性が先行研究で指摘される。例えば、藤澤三佳は、トマスやサリヴァンは、共に『臨床』と『社会』を接点として、片方が社会的考察に臨床的視野をとり入れ、他方は臨床に社会的視点をとりこみ、臨床社会的パースペクティブを形成したとする。また、フィールド・当事者と社会学・研究者のかかわりとして、宝月誠は、観察者にとって、逸脱の社会的定義を構成する仕方は、当事者たちと違ってたったひとつではなく、観察者は複数の可能な形式の中から選択しうる立場にあるとされる（宝月1986）。臨床社会学が注目される背景として、土井隆義は行き過ぎた普遍化志向に対する反省として、臨床化のまなざしは確かに重要な意義をもっているとする。

本報告では「臨床社会学」の記述内容として、時代の流れと区分は、1950年代から1980年代、②1990年代から2000年代、③2010年代から現在、「臨床社会学」の意味合いが、①「実践・介入型」、②「(フィールドを重視した)社会理論・説明型」、③「ナラティブ・アプローチ型」、④「各論的内容型」という4つに意味内容ごとに分類でき、それらが年代によって、質量ともに変化、混在し、現在に至ると示した。

本報告では「臨床社会学」の特徴として、実践やナラティブだけでなく、「観察」「予期せぬ事実や例外に出会うことの意義、効用を強調」「問題に応じて社会的対応の必要性を考え、問題構築、解決・支援の手立てを目指す」「知識社会的に自らの知的営為を自省し彫琢する」側面もあることを改めて示した。実践と理論をつなぐ知見を積み重ねて、「臨床社会学」の精緻化を図ることが必要である。報告内容は、当日に配布する資料で補足していく。

<参考文献>

宝月誠 1986 「逸脱の社会的定義をめぐる問題」『現代の社会病理』 I, pp.76-106.

中西真 2019 「第8章 臨床社会学は何を語ってきたか」 朝田佳尚・田中智仁 編『社会病理学の足跡と再構成』学文社、pp169-189.

■テーマセッション（13:50～16:50）

宗教現象の現在と社会病理——新宗教をめぐる問題を を中心に

2022年7月に起きた安倍晋三元首相銃撃事件以来、宗教二世の抱える様々な困難が、社会的な注目を集めてきた。本テーマセッションでは、本事件を起点としつつ、現代の宗教現象を社会病理学がどのように捉えるべきかを議論する。

日本社会病理学会において、宗教現象はそれほど頻繁に研究の主題となってきたわけではない。だが、近年の学会大会のテーマセッションやラウンドテーブルで、社会的排除や名付け難い病理現象がテーマとなってきた経緯を踏まえると、現在の宗教二世たちをめぐる状況や言説を看過すべきでないことは明らかだろう。また、本学会の源流をなすE・デュルケームの理論における宗教の重要性については論を俟たないし、あるいは、関係性の社会病理として宗教二世やカルトを捉えることもできるかもしれない。

そこで本セッションでは、後述する三名の登壇者に、それぞれの研究／実践活動に準拠した話題提供をいただく。そのうえで、コメンテーターとフロアをまじえて、特に新宗教をめぐる問題に社会病理学の知見からいかなる応答が可能であるかを、議論したい。

企画・進行 中森弘樹（立教大学）
コメンテーター 岡邊健（京都大学）

安倍晋三元首相銃撃事件以後の新聞・雑誌における新宗教報道 ——統一教会と「宗教2世」に着目して

道蔦汐里（東京工業大学大学院）

本報告では、2022年7月8日に発生した安倍晋三元首相銃撃事件（以下、銃撃事件）と、銃撃事件以後の世界平和統一家庭連合（旧・世界基督教統一神霊協会。以下、統一教会）をはじめとする新宗教教団、および「宗教2世」に関する新聞・雑誌報道の分析を主な目的とする。具体的には、①銃撃事件以前の統一教会に関する報道の概要について確認したのち、②銃撃事件以後の報道の流れを整理する。加えて③「宗教2世」という用語の報じられ方、その変遷についての分析も試みる。発表の基礎資料となる新聞・雑誌記事の収集には、公益財団法人国際宗教研究所・宗教情報リサーチセンターが提供する「宗教記事データベース」を使用することで、一般紙・宗教専門紙・雑誌における報道について俯瞰的に傾向を探る。以上により、テーマセッションにおける議論の土台となりうる情報を確認・整理し、メディアにおける新宗教報道に関する、この約1年間の動向について考察する。

宗教2世問題に関する現在の論点

——登壇者による自助グループ活動の報告を交えて

横道誠（京都府立大学）

登壇者・横道は社会科学の専門家としてではなく、各種の自助グループを主宰する当事者（あるいは活動家）として、このテーマセッションでの報告に加わる。

まず登壇者の活動内容を解説し、宗教 2 世（エホバの証人 2 世）としての体験、離脱後の人生の歩みを紹介する。ついで自助グループの一般的解説をほどこし、登壇者が自助グループで採用している当事者研究を説明する。さらに宗教 2 世問題の目下の論点を指摘する。具体的には、(1) 用語として「宗教 2 世」か「カルト 2 世」かという問題、(2) 「被害者救済法案」の可決、「宗教的虐待 Q & A」の発表、「こどもの人権 SOS ミニレター」（への宗教 2 世問題の記載）以後の政治的課題、(3) 宗教的虐待、宗教的児童マルトリートメント、宗教的トラウマ症候群をめぐる精神医療での課題、(4) 現代社会における宗教の位置づけと「人権」の相剋の問題、(5) 思考実験としての「宗教 R18+指定論」である。

宗教の社会病理現象とそれを対象化する学問の構築について

川島堅二（東北学院大学）

昨年 7 月の安倍元首相銃撃殺害事件を機に、容疑者が旧統一教会二世であったこと、同団体による常軌を逸した献金により容疑者の家庭が経済的破綻をきたしたことが、犯行に至る要因であったことなどから、宗教の社会病理的現象が再び注目されてきている。

しかしながら、旧統一教会の霊感商法、エホバの証人の児童虐待、摂理の教祖による性犯罪、そして旧オウム真理教によるサリン散布事件など、宗教団体がらみの社会問題は 1970 年代から半世紀以上、繰り返し起こり、そのたびに様々に議論されてきた。宗教現象を研究対象とする宗教学もその在り方が問われている。

この発題では日本における宗教学の創始者である姉崎正治の『宗教学概論』（1900 年）における「宗教病理学」に注目し、その今日的可能性を提案してみたい。

第2日 9月7日 (木)

■自由報告部会Ⅲ (10:00~12:00)

司会 都島梨紗 (岡山県立大学)

1. 更生保護への人々の意識から考える社会的包摂
竹中祐二 (摂南大学)
2. 農林水産大臣の職務犯罪の研究
前島賢土 (獨協大学)
3. 家庭での虐待に対する保育士・幼稚園教諭の意識
：誰が虐待を見つける自信があるのか
田中理絵 (西南学院大学)
4. 犯罪少年の社会復帰支援に対する大学生の「許容度」に関する考察
—警察官志望の学生を中心とする意識調査の結果を踏まえて—
服部達也 (京都産業大学)

更生保護への人々の意識から考える社会的包摂

摂南大学 竹中祐二

2016年に公布・施行された「再犯防止推進法」に象徴されるように、近時の刑事政策の軸足は更生保護・再犯防止対策に置かれている。そして、同法に先立って犯罪対策閣僚会議が発出した「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」の中で、まず一文目に「犯罪や非行をした者は、服役するなどした後、再び社会の一員となる。」と明記されていることから、罪を犯した者に対する「社会的包摂」の重要性が声高に主張されていることがよく分かる。

それでは、再犯防止の文脈における社会的包摂とは、一体何を指すものなのであろうか。例えば上述の宣言の中では「立ち直りを支える」といった表現も登場する。ここからは、当事者の反省や自助努力といった一定の条件を課すことによって包摂を容認するという考え方も見て取れる。つまり、この社会では「立ち直るために包摂する」ことが目指されている反面、「包摂するために立ち直らせる」ことを求めているとも言えるのではないだろうか。この点で後者はむしろ、包摂の名の下にスティグマ付与に伴う新たな排除・差別を促進する危険性すら孕んでいる。

樋口によれば、社会的包摂とは「経済的側面に限定された単層的なものではありえず、社会的・文化的側面を含めた複層的な構造を持つ」ものである〔樋口、2004：9〕。こうした特性を敷衍した上で、犯罪者・非行少年に対する社会的包摂のモデルを整理・検討する作業が必要であらう。それと同時に、得られた知見は「理念型」として機能するものでなければならない。本報告は、理論的検討を通して得られたモデルの妥当性に対して実証的な検討を行うことを目的とする。

本報告では、2022年8月・2023年1月に、それぞれ独立して実施されたオンラインでの調査票調査によって得られたデータを分析に使用している。詳細は当日に譲るが、分析の結果、例えば、罪を犯した人を取り残さないことが大切ではあるが厳しい罰もやはり必要だと考える人が多い、という可能性が示唆される。

【参考資料】

樋口明彦 2004「現代社会における社会的排除のメカニズム－積極的労働市場政策の内在的ジレンマをめぐって－」日本社会学会編『社会学評論』55(1)：2-18.

【付記】

本研究は JSPS 科研費 19H01558・20K02170 の助成を受けたものである。

報告者は本（前島賢士、2020、『日本のホワイトカラー犯罪』学文社）を出版して、銀行業界の業界イデオロギーに注目して、大手都市銀行行員の職務犯罪（出資法違反）を考察した。また、証券業界の業界イデオロギーに注目して、大手証券会社社員の職務犯罪（業務上横領の共犯と詐欺）を考察した。大手製紙会社のイデオロギーに注目して、大手製紙会社会長の職務犯罪（特別背任）を考察した。現代資本主義社会のイデオロギーに注目して、オリンパスの組織体犯罪（有価証券報告書の虚偽記載）を考察した。東芝のイデオロギーに注目して、東芝の不正会計を考察した。日本大学アメリカンフットボール部のイデオロギーに注目して、日本大学アメリカンフットボール部悪質タックル事件を考察した。

本報告では、農林水産大臣の職務犯罪を考察する。農林水産大臣の職務犯罪とは、農林水産大臣による収賄である。本報告の考察にあたっては、新聞を資料として用いる。資料として用いる新聞は、朝日新聞東京版、毎日新聞東京版、読売新聞東京版、日本経済新聞である。

本報告でも、これまでの報告者の研究と同様に、ホワイトカラー犯罪を「職務犯罪 (occupational crime)」と「組織体犯罪 (organizational crime)」の二つに分ける。

そして、職務犯罪を次のように定義する。

〈職務犯罪とは、合法的な職業についている人物が、個人的な利益を目的としてその職業上犯す犯罪である〉

職務犯罪としては、業務上横領、従業員窃盗（従業員が、雇用されている会社の財物を職務の過程で盗むこと）、特別背任等があげられる。

また、組織体犯罪に関しては、次のように定義する。

〈組織体犯罪とは、合法的な職業についている人物が、組織の利益を目的としてその職業上行う行為から構成される、合法的な組織を主体とする合法的な組織自体の犯罪である〉

組織体犯罪としては、公害、薬害、独占禁止法違反等があげられる。

東京地方裁判所の判決によると、農林水産大臣（以下、農林水産大臣A）（71歳）は農林水産大臣だった2018年11月～2019年8月、養鶏の環境整備に関する国際獣疫事務局（OIE）の指針案に農林水産省が反対意見を表明する見返りなどとして、大手鶏卵会社（以下、A鶏卵会社）の前代表（以下、代表B）（88歳）（贈賄罪などで有罪確定）から、東京都内のホテルや大臣室で3回にわたり、計500万円を受領した（読売新聞2022年5月26日夕刊より）。

農林水産大臣Aの職務犯罪（収賄）は、「政治献金と受け止めていた」という農林水産大臣Aの正当化によって促進された。この正当化は農林水産大臣Aが持っていた農林水産大臣のイデオロギーである癒着した共同体主義というイデオロギーをよりどころとした。また、癒着した共同体主義というイデオロギーは、農林水産大臣の实在条件であった、農林水産大臣を含めた国会議員、公務員、畜産業界が一つの共同体を形成していることによってもたらされた。

家庭での虐待に対する保育士・幼稚園教諭の意識 ：誰が虐待を見つける自信があるのか

西南学院大学 田中理絵

1. 問題の所在

近年、児童虐待や家庭の教育力の格差が社会的注目を集める中で、保育従事者には、子供の健康・安全を守ることや日々の保育活動の質の向上のみならず、保護者への子育て支援の強化、虐待の予防啓蒙及び早期発見といった高い専門性が求められている。一方、保育従事者不足も依然として大きな社会問題であり、長年にわたって労働環境・給与面の改善が求められてきたことは周知の通りである。「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない」理由には給与面の不満(47.5%)だけでなく、「責任の重さ・事故への不安」(40.0%)も高い割合であげられており、子供の安全配慮と同時に職場内に相談・協働しやすい人間関係があることの必要性がうかがえる(厚生労働省2013)。

本研究では、幼稚園教諭と保育所の保育士に対する「職場環境、保育観、専門性、保護者への関わり方等の意識調査」を実施し、特に保護者への関わり方と虐待発見の自信に焦点を当て、どういう人が保護者支援に難しさを感じて、誰が家庭内での虐待を見つける自信があるのかをデータから解明することを目的とした。

2. 調査方法

2.1 調査対象園と手続き 8府県23の幼稚園と保育所にご協力頂き、調査票(個封)を送付し、記入後各自で封をして返送頂いた(留置調査、回収率84%)

2.2 調査時期・対象者 2021年9~11月、保育士200名、幼稚園教諭142名

2.3 倫理的配慮 園に対して匿名性の保証、データは統計的処理で行い研究・発表に使用されること、回答の任意性等を説明し、さらに個々の調査票にも改めて上記内容を記載し、承諾した教諭・保育士のみ調査協力していただいた。

3. 結果

ここでは有意差がみられた代表的な項目に関する結果のみ載せる。

- ① 「保護者対応の難しさがある」と感じているのは、幼稚園よりも保育所であり、「保育士・幼稚園教諭としての無力感・徒労感が高く」「子供の家庭状況をより把握している」保育従事者に多く見られた。
- ② 「家庭での虐待を発見する自信がある」のは、「保育士・幼稚園教諭としての無力感・徒労感が高く」「子供の家庭状況をより把握している」保育従事者に多く見られた。また、幼稚園と保育所で有意差はみられなかった。

なお、両項目とも、保育従事者としてのキャリアの長さは影響しなかった。この他、職場環境・職務に対する社会の理解、給与面の不満等との関連も含め、個々の検定結果については当日提示いたします。

参考・引用文献

・厚生労働省職業安定局「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」2013年

謝辞：本研究は JSPS 科研費 JP19K02528 の助成を受けたものです。

犯罪少年の社会復帰支援に対する大学生の「許容度」に関する考察 —警察官志望の学生を中心とする意識調査の結果を踏まえて—

京都産業大学 服部達也

発表者は昨年「日本社会病理学会第39回大会」の自由報告において、「重大事件を惹起した年少少年への『保護処分必要性』と『保護処分許容性』」の関係についての一考察—『マークイズ福岡殺人事件』刑事公判における情状鑑定結果の取扱いを中心として—との表題により、2020年8月に福岡市内の大型商業施設において少年院を出院後、更生保護施設に帰住したばかりの年少少年（犯行当時15歳）が通り魔的に若い女性客を刺殺するという社会を震撼させ、耳目を引いた事件に関する福岡地方裁判所の、保護処分を選択するに際しては（「保護処分相当性」を認定するには）、「保護処分の必要性、可能性」が十分に存在するとしても、それに加えて「保護処分を選択することへの『社会の許容性』」が存在することが必要要件となると判示された当該判決内容を批判的に概観した。

そして、上記報告では、「社会の許容性」とは何を意味するのかを考察していき、本件事案のような複合的な「生き辛さ」を抱えた少年たちへの立ち直り、社会復帰支援に対する一般般社会の正しい理解、共感支持がどうすれば醸成できるのであろうかという点の考察も試みたところである。

そこで、今回の報告では昨年の報告内容を踏まえながら、この「社会の許容性」というメルクマールの中での大学生の意識の実態はどうか、どのようにすれば複合的な「生き辛さ」を抱えた少年たちへの立ち直り、社会復帰支援に対する正しい理解、共感支持が醸成できるかという点について、社会復帰支援というものに対して、ある種の対極の立ち位置にあるともいえる警察官という職種に関し、全国の大学の学部の中で警察官への就職率が全国屈指で高い（毎年、卒業生の10パーセント以上が警察官に採用されている）発表者が勤務する京都産業大学法学部（以下「本学」という。）の学生の中で、

- ① 本学法律学科の「社会安全コース」を選択し、「AL科目」としての「社会安全フィールドリサーチクラス」に所属して、福岡県田川市所在の少年院出院者専用の更生保護施設及び福岡市内所在の刑務所出所者、少年院出院者の就労支援に取り組んでいる「協力雇用主」の元でのフィールドワークの経験がある学生グループ
- ② 本学法律学科に在籍の上、「社会安全コース」を選択し、「AL科目」としての「社会安全フィールドリサーチクラス」に所属して、専ら警察（各都道府県警察本部）の防犯、取り締まり活動へのフィールドワークの経験がある学生グループ
- ③ 本学法政策学科に在籍し、「AL科目」としての各種「地域公共フィールドリサーチクラス」（地域活動、環境政策、社会政策）に所属して、「社会安全コース」とは異なった活動へのフィールドワークの経験がある学生グループ

の異なる学生グループに対して、各種の生き辛さが非行、犯罪の要因になっていることの従前の理解度、共感度の程度並びに「社会安全フィールドリサーチクラス」の活動経験及び当該活動内容を紹介したメディアコンテンツの視聴による意識の変化の度合いに関する調査をアンケート、インタビュー方式により実施して、その調査結果の分析から、社会復帰支援に関する理解、共感性を高めるための有効な方策は何かを、『社会安全フィールドリサーチクラス』の活動に対する大学における広報の在り方』についての本学の取組状況及び今後の課題という観点も絡めながら考察していくこととしたい。

■自由報告部会Ⅳ（10:00～12:00）

司会 朝田佳尚（京都府立大学）

1. 「発達障害があるニューカマー第二世代」が治療につながる上での障壁
清藤春香（慶應義塾大学大学院）
2. 不登校支援をめぐる官民連携の諸相
——教育機会確保法のローカルレベルへの影響に着目して
樋口くみ子（岩手大学）・原田峻（立教大学）
3. 水上生活は社会病理なのか文化なのか？—能地漁民研究史からの検討
厚香苗（大東文化大学）・石樽督和（関西学院大学）

「発達障害があるニューカマー第二世代」が治療につながる上での障壁

慶應義塾大学大学院社会学研究科博士課程 清藤春香

本報告の目的は、「発達障害」と診断され、本人も自身がそうであるとの病識を持っているニューカマー第二世代が、医療機関での治療につながる上で直面しうる障壁を明らかにすることである。

近年医療や福祉の現場からは、戦後に来日した外国出身者であるニューカマーの子どもに「発達障害」がある可能性が生じて、親の言語の壁等から、相対的に治療や支援につながりにくいことが問題視されている（鈴木ほか 2018 等）。しかし成人したケース、特に就職後に「発達障害」があることが判明した「大人の発達障害」の場合は、外国のルーツを持つことで、治療を受ける上での障壁に直面するのかどうか、精査されていない。エスニックマイノリティ研究からは、エスニックグループ内でマジョリティに属する医師への不信感が広まりやすいこと、また精神疾患がスティグマ化されやすいことが報告されている（金 2001 等）。ニューカマー第二世代が自らの意思で治療を望む時、そうしたエスニックグループとの関係等がどのように作用するか、また親ではなくニューカマー第二世代自身が、いかに医師との信頼関係を構築していくかは精査されていない。

そこで報告者は、2020年10月から2023年6月の間に、8名の「発達障害があるニューカマー第二世代」へのインタビュー調査を行った。その結果、親やエスニックコミュニティ内の親世代から自身の「発達障害」を否認されたケースが確認された。明らかに日常生活に支障が出ていたにもかかわらず、親の強い反対により、最終的に通院自体を断念させられたケースもあった。

加えて、当事者は事前に「発達障害」に関する書籍や、インターネット上における病院の評判等を詳しく調べた上で、信頼できると感じられる医師を見つけるために転院することが多かった。しかし高い英語能力を獲得した米国系ニューカマー第二世代のケースでは、最先端の知見を把握していたがゆえに、「日本人」の医師の治療方針に不信を示す様子もみられた。総じて、第一世代よりも比較的言語の壁が低いニューカマー第二世代であっても、「発達障害」の治療に対しては、「日本人」の「発達障害」者よりもつながりにくいことが示唆された。

金長壽, 2001, 「在日コリアンのアイデンティティと精神障害——特に在日症候群について」山下誠也・キム・ソンヒョ, 日隈光男編『在日コリアンのアイデンティティと日本社会——多民族共生への提言』明石書店, 76-122.

鈴木良美・森山ますみ・五味麻美・持田恵理, 2018, 「発達障害を有する外国人小児への保健師による早期発見・支援とその困難——親の国籍による比較」『日本公衆衛生看護学会誌』7(2): 72-79.

不登校支援をめぐる官民連携の諸相 ——教育機会確保法のローカルレベルへの影響に着目して

岩手大学 樋口くみ子
立教大学 原田峻

2017年2月施行の「教育機会確保法」(以下、確保法)は、学校以外での多様な学習活動を支援する方針とともに、国・自治体・民間団体の密接な連携を掲げた。これはフリースクールなど不登校支援の民間学外施設にとって、2つの意味で転換期を迎えうることを示唆している。1点目に、民間学外施設は都市部に設置が集中してきたが、地方部で数少ない民間施設が行政と連携しながら不登校支援の射程を広げていくことが想定される。2点目に、各自治体で「学校復帰に捉われない」(文部科学省通知)対応が広がる可能性もある一方で、行政と連携することでかえって民間団体が学校復帰へと揺れ戻される可能性もある。ここには、確保法以降の不登校支援はどのような様相を描くのか、という問いが生じる。

これまでの不登校研究は、フリースクール内部の居場所空間などを明らかにしつつ、学校教育との差異を強調するものが中心で、東京・大阪の事例がほとんどであった。近年では教育行政とフリースクールの協働という論点も登場し(本山 2014)、確保法の制定過程も明らかにされているが(横井 2018 など)、確保法が官民連携に及ぼした影響に関する研究は管見の限り見られない。本報告では地方部の事例調査から、確保法のローカルレベルへの影響に着目して、不登校支援の官民連携の諸相を明らかにすることを目指す。

この問題意識のもと、東北地方の1県を事例に取り上げる。調査方法として、同県のネットワークの関係者たちに聞き取り調査を行った。分析枠組みとして社会運動の連携研究(藤田ほか 2014)を参照し、連携の要因を分析した。

明らかになった主な知見は以下の通りである。同県では確保法施行後、フリースクールを中心に紐帯が広がり、確保法などを参照しながらネットワークが結成された。最初に取り組んだのが官民の学外施設を併記した居場所マップの作成であり、その後も行政に要望を出しながら連絡会議などで関係を構築していったが、背景には県議会・市議会議員の同盟者という政治的機会も存在していた。当初は行政関係者から学校復帰が難しくなると懸念も示されたが、不登校の子どもたちをともに支えるというフレームにより連携が進み、官民を問わず選択肢を広げることが目指されてきた。

以上のように、不登校支援の官民連携の直接の契機となったのは確保法だが、その連携のあり方にはローカルレベルの様々な変数が関わっていた。他方で、あくまで民間主導の連携を行政が後追いする形であり、確保法で具体化されなかった経済的な支援などが現場でも大きな課題とされていることも浮かび上がった。

【文献】藤田研二郎・富永京子・原田峻, 2014, 「社会運動の連携研究におけるモデル構築の試み」『書評ソシオロギス』10: 1-26. / 本山敬祐, 2014, 「不登校対策における教育行政と『フリースクール』の協働形成過程」, 『東北教育学会研究紀要』17: 15-28. / 横井敏郎, 2018, 「教育機会確保法制定論議の構図」, 『教育学研究』85(2): 186-195.

水上生活は社会病理なのか文化なのか？－能地漁民研究史からの検討

大東文化大学 厚香苗
関西学院大学 石樽督和

本発表では社会病理とされてきた日本の水上生活者について、広島県三原市幸崎能地（以下では能地とする）を根拠地として、かつて水上生活をしてきた「能地漁民」研究の学史を振り返り、長期間にわたるフィールドワークから明らかになったことを根拠として、水上生活者を社会病理とみなすこと、あるいはその歴史性を「特殊」とみなすことへの疑問を呈する。

大橋薫ほか編『新版 社会病理学用語辞典』（学文社 1984年）の「水上生活者」という項目の記述を要約すると、水上生活者には①仕事用の小舟を住居としている人びと、②運河などの廃船を住居とする人びとの二種類があり、①の生活水準は一般労働者と大差ないが陸地から離れているため児童の教育と安全確保が難しい点が問題としている。②については「生活困窮者が多いとされ、問題が多いといわれる」と、歯切れの悪い記述になっている。

日本における水上生活者の文化研究は、民俗学がリードしてきた。柳田国男が主導した日本民俗学史上初の海辺の集落調査「離島及び沿海諸村に於ける郷党生活の研究」（1937-1939年。通称「海村調査」）では、調査対象の集落として能地と、能地の枝村である大分県臼杵市津留（以下では津留とする）が選ばれている。この調査の後、複数の研究者が能地と津留を訪問した。しかしいずれも短期滞在で、内婚的な性格の強い両集落で十分な調査はできなかった。

厚が2008年から実施している民俗学的なフィールドワークと、2022年から実施している学際的な総合調査によれば、内婚にもルールがあり、父方並行イトコを「米のイトコ」、母方並行イトコを「麦のイトコ」と呼び、「米」の結婚は血が濃くなるから避け、「麦」は血が薄いから良いとする婚姻慣行があった。またイトコハン（イトコーイトコの子の関係）関係が意識され、イトコハンの結婚が好まれる傾向があった。集落外からの貰い子もおり、「血の濃さ」をめぐる語りは事実としてではなく、「語り」として捉えるべきであるとの認識に至った。たしかに過去の報告には税金未納、就学拒否、不衛生等の「社会病理的」な記述がある。一方で「社会病理的」とは言えない女尊男卑、実名のほかに普段使う通称がある等、文化研究として検討すべきことも記録されている。どちらも同じように集落の人びとに記憶されている。

近代以降、水上生活者の集落は、近代以降、「船乗りの村」と自認されるようになり、大都市の港湾労働者の供給元になっていった。都市史的な観点からは、内婚的な非定住生活者の集落の人びとが、大都市と行き来しながら集落をどのように作り、使ってきたかを建築史的手法とヒアリングの成果から検討する。

■シンポジウム（13:00～16:00）

統合型リゾート・カジノ（IRカジノ）問題と社会病理学

統合型リゾート・カジノは、政府と一部自治体における目玉政策として計画立案され推進されてきた。停滞する日本経済の切り札のように鼓舞される一方で、世論調査をすれば、反対や疑問の声が多数を占める。つまりこの政策をめぐるのは、国家・国民が分裂していると言ってよい。社会学的にみれば、アノミー状態ではないか。

この当面する社会問題について、学識の立場から論議を深め、知見を広めるのが本学会の重要な使命である。国策や都道府県・政令市の重要施策の次元で推進されている問題を、この事業に関係する当事者の視点に引き下げて、問題点を身近に引く付ける形で、登壇者に問題提起していただき、本学会の多様な専門分野での研究者間の討議へと展開したい。

企画・進行 麦倉哲（岩手大学）

公共政策としてのIRカジノの妥当性について

鳥畑与一（静岡大学）

はじめに：IRカジノの「合法性」の根拠

ギャンブルは刑法186条等において犯罪行為とされる。「公設・公営・公益」ゆえに違法性阻却がされた公営ギャンブルと異なり、いわゆる「お台場カジノ構想」は「私設・私営・私益」ゆえに刑法の違法性を突破できなかった。

シンガポールでIRカジノ誕生（2010年）以降、IR内カジノは税収や雇用そして国際観光振興を通じて巨大な経済効果をもたらすゆえに合法とされた。公共政策としてのIRカジノである。

IRカジノを巡る論争は、ギャンブル依存症等を生み出すカジノの有害性とIRカジノの経済効果の大きさの対立であった。報告者は、IRカジノの経済効果そのものに疑問を呈し、社会的コストは経済的効果を上回るだけでなしに、IRカジノのビジネスモデルの持続性そのものが失われつつあると主張してきた。

1. IRカジノのビジネスモデルの特質について

カジノ内ギャンブルは、カジノ側と顧客が偶然性に賭けを行うものであり、カジノ側も損失リスクを負う点が公営ギャンブルとの違いである。カジノ側は低率だが有利な勝率（ハウスエッジ）を設定することで収益確保するが、その収益性は顧客に賭けを継続させることで安定化し、大負けする顧客を生み出すことで高まるビジネスモデルである。ギャンブル継続による脳への刺激蓄積はドーパミン等の脳内分泌を変化させることが実証されているが、顧客を限りなくギャンブル依存症状態に誘導することにその高収益性が依存するのである。

ギャンブル常習性がギャンブル依存症者発生率の高さと有意な比例関係にあり、依存症者は失業・自殺・病気・家庭崩壊等で様々な社会的コストを派生させていく。その社会的コストは依存症者だけではなく、影響を受ける家族や友人知人、そしてギャンブラー全体に大きな被害を強いていることが公衆衛生の観点から明らかにされている。

カジノは一定の設備投資を必要とし、運営において雇用や様々な消費を通じて経済効果を生み出すが、賭けを通じた富の移転であるギャンブルの本質上、経

済効果を生み出すカジノの利益は顧客からの富の移転でしかなく新たな付加価値を生み出す経済活動ではない。いわゆる「カニバリゼーション」であり、カジノの巨大利益は地域経済からの富の収奪となり、貧困格差を拡大する危険性が高い。

2. IR カジノの持続性について

IR カジノが日本経済に対して正の経済効果を生み出す条件は国外からの顧客確保である。そのためのカジノ以外の誘客装置としての世界最高水準の MICE や娯楽施設の提供が必要とされ、カジノの高収益性が求められる。

しかし近年のアジアのカジノ市場変化で上記の条件は崩壊しつつある。第 1 に中国とマカオのギャンブル規制強化で中国 VIP ギャンブラーを誘客することが困難化し、カジノ収益の殆どを国内客に頼らざるを得なくなっている。第 2 にオンラインギャンブルの成長でいわゆる地上型カジノのビジネスモデルが大きく揺らいでいる。人工的な娯楽施設等で誘客を競う地上型カジノのビジネスモデルに長期間の地域経済振興の公共政策を委ねることの危険性が増している。終わりに

IR カジノが制度設計された時期から世界とアジアのカジノ市場の構造が大きく変化している。しかし IR カジノの成否に対する影響の検証がされていない。もともと Evidence Based Policy Making (EBPM) になっていないがゆえに、エビデンスが変貌しても政策としては「暴走」し続ける構造になっている。そもそも公共性がない有害な私益追求を国と自治体が公共政策と称して進めることの是非が問われねばならない。

ギャンブル障害の実態とギャンブル外来受診者の予後調査

松下幸生（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）

ギャンブルの問題は、例えば大手企業の背任事件の背後にカジノの問題があり、100 億円を超える損害を出してマスコミに取り上げられるなどのように時折社会の注目を集めることはあったものの、アルコール依存や薬物依存など依存を専門とする医療関係者の間でも注目されることは少なく、ごく一部の医療者によって診療が行われているに過ぎなかった。この状況を一変させたのは特定複合観光施設 (IR) 推進法により、カジノがわが国でも合法化されたことによる。カジノの解禁によってギャンブル問題の増加が懸念されることから、2018 年にギャンブル等依存症対策基本法（以下基本法）が成立し、その 2 週間後に IR 整備法が成立し、カジノの開設は現実のものとなりつつある。基本法の成立により、政府や地方自治体もギャンブル問題に取り組むことになり、依存症対策推進基本計画が策定され、令和 4 年 3 月 25 日に閣議決定されている。

いわゆる“ギャンブル依存”は、1980 年にアメリカ精神医学会が作成した国際的診断基準である DSM 第 3 版で病的賭博という名称で定義されたのが最初だが 2013 年に改訂された第 5 版 (DSM-5) で、ギャンブル障害と名称が変更になって、疾患の分類も嗜癖性障害に含まれることになり、医学的にも分類が整理された。

基本法の成立により、2020 年に本法律による初めての实態調査が実施された。この調査では、住民調査によって一般住民のギャンブル行動の実態やギャンブル依存の有病率などが検討され、2 つのスクリーニングテストを用いた有病率の推計は、SOGS による推計では 2.2%、PGSI では 1.6%と推計された。この割合を日本の人口にあてはめると 145 万人から 199 万人の依存症者が存在すること

になる。しかし、実態に医療機関を受診するギャンブル依存の数は数千人であり、その規模の実態は不明である。ギャンブル依存には自然回復の存在も指摘されていることから、治療を受けずに回復している者も多数存在することも考えられる。

また、我々の施設では、全国のギャンブル外来を有する医療機関の協力を得て、ギャンブル外来受診者調査を実施して、治療を求めるギャンブル依存について調査を行った。202名のギャンブル依存症が対象となり、同意の得られた183名については12か月間の追跡調査を実施した。ギャンブル依存に併存する精神疾患の割合など受診するギャンブル依存の特徴などが明らかになっているが、本シンポジウムでは追跡調査の結果を含めて紹介させていただく予定である。

「合法化された犯罪」としてのIRカジノ—大阪の場合—

井上眞理子（元京都女子大学）

1 なぜ「合法化された犯罪」なのか？

賭博は刑法185条「賭博」、186条「常習賭博および賭博場開帳等凶利」で禁止されている。しかし刑法35条「法令又は正当な業務による行為は罰しない」により「違法性が阻却」される。それゆえIRカジノは、IR推進法、IR整備法という特別法を制定することで合法化された。このように法令行為となって違法性は阻却されたが、基本法である刑法において賭博を犯罪と規定している趣旨に反するような立法がなされると法秩序全体の整合性を害することになるので、法務省から8つの考慮要素が示された。それらは①目的の公益性、②運営主体の性格、③収益の扱い、④射幸性の程度、⑤運営主体の廉潔性、⑥運営主体への公的監督、⑦運営主体の財政的健全性、⑧副次的弊害等の防止、である。この8要素を念頭に置いてカジノ規制を見ていくことにしたい。

2 IR推進法、IR整備法成立までの経過と法案を巡っての国会での論議

1999年、石原慎太郎東京都知事（当時）の発言がきっかけとなり日本におけるカジノ論議が始まった。2012年第2次安倍内閣が発足し、カジノへの積極的姿勢が強化され、2015年に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」、2018年に「特定複合観光施設区域整備法」が成立した。両法、とりわけIR整備法案が国会に提出された際の反対意見を見ることにより、IR整備法及びIRカジノの問題点が法成立以前の段階から既に指摘されていたことを知ることが出来る。

3 問題全体を見る枠組み

本報告では、違法性阻却に伴う8つの考慮要素を基盤としたIRカジノに対する諸規制、またそのタテマエと実態との乖離を見ていくことにしたい。特に8番目の「副次的弊害の防止」に注目し、「副次的弊害」をIR株式会社の事業活動から発生し、第三者または社会が受け、事業者の生産費の一部に組み込ませることが困難は有害な結果あるいは損失」すなわち「社会的費用」（K.W.カップ）として捉えIRカジノ計画撤回を掲げる住民運動もこの文脈で見えていく。

4 IRカジノに対する諸規制—タテマエと実態—

諸規制と8つの考慮要素とを関連付けてみていくことにしたい。

①目的の公益性：IR整備法においてIRカジノの目的は不明確。GCR（カジノ行為粗利益）に対する納付金の低い割合②運営主体の公的監督：カジノ管理委員会の具体的体制。③射幸性の程度：カジノ施設の規模。広告の規制。入場等

制限。マイナンバーカードによる本人確認。その他特定金融業務。

5 カジノから発生する社会的費用と住民—大阪の場合—

大阪 IR カジノ区域整備計画（「大阪・夢洲特定複合観光施設区域の整備に関する計画」）が大阪府議会及び大阪市会で十分な審議も無く承認されたのに対して、大阪府民の中から反対の声が高まり「大阪府における IR 誘致の賛否を問う住民投票条例制定請求署名運動」が 2022 年 3 月 25 日～5 月 25 日にかけて府下全域で展開された（報告者の井上も参加した）。これは地方自治法 74 条によるもので、選挙権者の 50 分の 1 条の署名を以て、地方自治体の長に対して条例の制定を請求でき、地方自治体の長は請求を受理した日から 20 日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付さねばならない、とされている。

その結果 21 万 134 筆の署名が集まり、7 月に大阪府議会 臨時本会議が招集されたが、委員会審議も無くわずか半日で住民投票条例案は否決された。その後、大阪府・市は「大阪 IR カジノ区域整備計画」国に申請、2023 年 4 月統一地方選終了直後、国土交通大臣がこれを認定した。しかし審査委員会の審査結果報告書には 7 つも条件が付いており、日弁連会長声明では「7 つも条件を付けるのなら認定すべきではない」と述べられている。反対運動は、この 7 つの条件、あるいは大阪府市と IR 事業者との不明瞭な関係を巡って活発に継続している。

①運動の形態：住民投票条例制定直接請求署名運動、住民監査請求→訴訟

（「夢洲 IR 差し止め訴訟」「カジノ格安賃料差し止め訴訟」の 2 訴訟。のちに合同して「IR カジノ用地賃貸契約差止訴訟」）、地方議会への請願、署名運動、街宣活動、クラウドファンディング等 SNS を通じた働きかけ、講演会・学習会

②運動の動因：合意形成手続きの問題（IR 整備法 9 条 7 項）、カジノ周辺の環境治安の悪化、青少年への悪影響への懸念、ギャンブル依存症拡大への懸念、土地課題対策費の公費負担→税への転嫁、IR 用地の格安賃料→公有財産の不当取扱い等、これらは IR カジノ事業活動から発生し、第三者あるいは社会に転嫁される有害な結果あるいは損失であり、それについての住民との双方向的な議論の欠如と言える。

報告者が提示する問題点の理解を深めるために

コメンテーター 横山実（國學院大學）

鳥畑与一氏は、「IR カジノ問題全般、産業、経営の合理性の観点で」で報告いただけるとこととである。評者は、2016 年 12 月から、カジノを含む IR 導入の動きを、追ってきている。コロナ禍によって、カジノ産業の基盤が変化したといわれているので、鳥畑氏には、それを踏まえて、産業、経営の合理性の視点から、近い将来のカジノ産業をどのようにとらえるべきかについて、質問させていただく。

松下幸生氏は、「顧客、ギャンブル障害（依存症）、予防・支援・対策の観点で」報告していただける。評者は、2018 年 3 月 14 日に開かれた横浜港運協会主催の公開勉強会「ギャンブル依存症を考える」で報告している。そこでは、ギャンブル依存症の治療の困難さを指摘したが、専門家の松下幸生氏に、大阪でカジノが開業する時点で、ギャンブル障害（依存症）、予防・支援・対策は万全となるのか、質問させていただく。

井上眞理子氏は、「社会病理、自治体住民、住民自治の観点で」で報告される。評者は、2019年3月23日に大阪府豊中市で開催された「大阪カジノに反対する市民の会」の集会で「国際カジノ企業の大阪進出の意図」というテーマで講演している。それ以来、大阪へのカジノ誘致反対の住民運動について、動きを追ってきた。井上氏には、大阪での経緯をふまえて、あるべき住民自治について、質問させていただく。

筆者は、刑事法研究者でもあるので、下記の論稿を書いているが、今回は、刑事法の論点については、触れないつもりである。

横山実（2020） 「カジノでのギャンブルの違法性阻却は妥当か」法と民主主義 547号（2020年4月号）、日本民主法律家協会、28頁－31頁

会場案内・お知らせ

○大会校からのお知らせ

(1)すべての教室にはPC、マイク、プロジェクターなどが設置されております。PC 利用者は USB メモリ等の外部メモリを持参していただければ、Microsoft PowerPoint 2019 や Adobe Acrobat Reader をご利用いただくことができます。機器を持ち込まれる場合には、HDMI 端子に対応しているものを各自でご用意ください。

(2)会場では無線 LAN (eduroam) が利用可能ですが、当日の電波の状況によってはアクセスができない場合もございます。インターネット環境については、大会開催校では保証しかねますので、ご自身で機器を持ち込まれる場合には、その点ご注意ください。

(3)学内の食堂は当日は営業しておりません。各自でご準備いただくか、近隣のコンビニエンスストアや飲食店をご利用いただくよう、お願い申し上げます。ローソンが、会場の 5 号館を出てすぐの場所にあります。

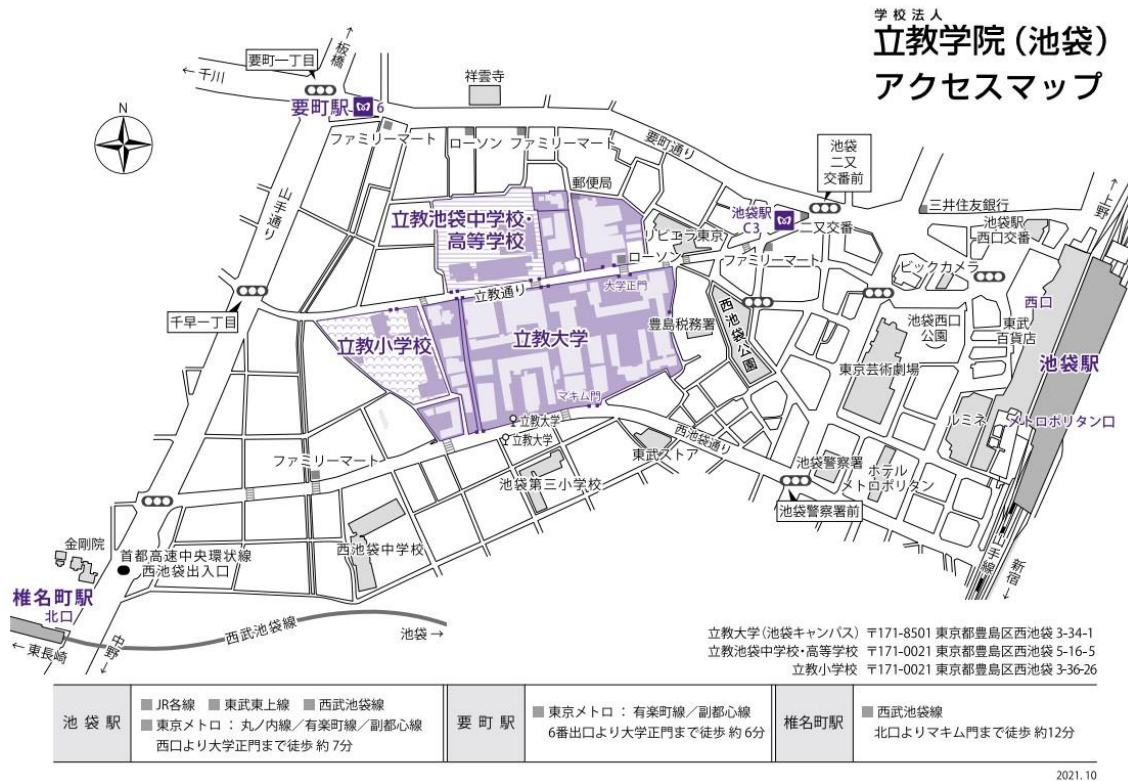
(4)今回の大会では、受付業務を最小限にするため、ご参加にあたり、大会参加費ならびに懇親会参加費の事前申込・事前決済をお願いしております。8月31日(木)を期限に、忘れずに下記からお申し込みをいただくよう、お願い申し上げます。なお、受付では大会参加費と懇親会参加費を分けた領収書をお渡しする予定です(公印省略)。

<https://kokc.jp/e/e22888f205fd1568b2dd89b9adbb9b3f/>



(5)会場へお越しの際、自家用車のご利用は固くご遠慮しております。公共交通機関やタクシー等をご利用ください。公共交通機関によるアクセスの詳細は、30 頁をご覧ください。

○会場へのアクセス



○電車最寄り駅からのアクセス

JR	池袋駅西口より 大学正門まで徒歩約7分
地下鉄 東京メトロ	丸ノ内線/有楽町線/副都心線 池袋駅西口より 大学正門まで徒歩約7分 有楽町線/副都心線 要町駅6番出口より 大学正門まで徒歩約6分
東武鉄道・ 西武鉄道	両線とも 池袋駅西口より 大学正門まで徒歩約7分

◆会場案内（学会大会で使用するのは5号館のみとなります）

学校法人
立教学院（池袋）
構内案内図

